**演習班**

※研修所が記入

**事前課題シート**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **団体名** |  | **所属（部・課名）** |  |
| **氏　名** |  |  | |
| **事業名** |  | | |
| **《事業内容（目的、対象者、総合計画等での位置付け、法的根拠、関連データ）》** | | | |
|  | | | |
| **《事業評価の必要性》** | | | |
|  | | | |
| **《事業が抱えている問題点、業務の現場で生じている問題点》** | | | |
|  | | | |

※記入欄が足りない場合は、適宜広げて記入してください。

**事前課題シート**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **団体名** | **○○県　○○市・町** | **所属（部・課名）** | **○○部　□□□□課** |
| **氏　　名** | **○○　○○** |  | |
| **事業名** | **児童扶養手当支給事業** | | |
| **《事業内容（目的、対象者、総合計画等での位置付け、法的根拠、関連データ）》**  目的 父母の離婚等により父又は母と生計を別にしている子どもを育成している家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ること。  対象者 次の⑴～⑺のいずれかに該当する子ども（１８歳に達する日の年度の末日（３月３１日）までにある者又は２０歳未満で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。）を監護する母、当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくしている父又は当該子どもを養育する（子どもと同居して、これを監護し、かつ、子どもの生計の大半を支えることをいう。）者  ⑴　父母が婚姻（事実上婚姻関係と同様の状態にあったものを含む。）を解消した子ども  ⑵　父又は母が死亡した子ども  ⑶　父又は母が一定の障害の状態にある子ども  ⑷　父又は母の生死が明らかでない子ども  ⑸　父又は母から１年以上遺棄されている子ども  ⑹　父又は母が法令により１年以上拘禁されている子ども  ⑺　母が婚姻によらないで懐胎した子ども  総合計画等での位置付け：政策（健やかで元気に暮らせるまちづくり）、施策（児童福祉の充実）  法的根拠：児童扶養手当法  関連データ：別添のとおり。 | | | |
| **《事業評価の必要性》**  ひとり親家庭等の自立支援を目的としているが、ひとり親家庭の定義の曖昧さや所得制限の仕組みなどが現在のひとり親家庭の状況にそぐわない。父子家庭への支給も始まったことから、審査等に当たって今まで以上に想定外の事柄が起こることが予測される。  ひとり親家庭の定義や所得状況上自立支援を必要とする家庭について、根本的に見直す必要があると考えられる。  選んだ事業について、現状や将来の状況を予測しながら、なぜ評価を行うことが必要か、また、評価に当たっての問題点について、考えを述べてください。 | | | |
| **《事業が抱えている問題点、業務の現場で生じている問題点》**  ・　父子家庭と母子家庭での資格の差異（別居の場合、母子は精神面の監護のみで可だが、父子は送金などが必要。）  ・　同居家族の所得審査（二世帯住宅は別世帯として審査対象外だが、生活に余裕が無く、団地等で同居している家族については審査対象となる。家の考え方が時代にあっていない。）  ・　手当を受けるために仕事量の調整等、自立支援の目的と受給者の実情の食い違い（所得制限を設けることにより、自立に対する意識を抑えてしまっている。）  ・　資格審査（事実婚の有無）等に当たっては受給者の生活状況に立ち入らなくては難しいが、受給者への配慮からか、制度上調査権限があまり無く判断が難しい。  ・　資格審査に当たってはグレーゾーン的な部分が多く、市町村や担当の判断に左右されることが多い。 | | | |

**※**　記入欄が足りない場合は、適宜広げて記入してください。